

生駒市条例第31号

生駒市人権文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市人権文化センター条例の一部を改正する条例

生駒市人権文化センター条例（平成14年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表人権文化センターの部中「500円」を「300円」に、「200円」を「100円」に改め、同表人権文化センター別館の項を次のように改める。

人権文化センター別館	500円	500円	500円
------------	------	------	------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市人権文化センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。